

金澤古蹟志卷十七

城南石坂臺

○石坂

此の町は、野町の裏にて、いにしへ泉野の野外なる地なりといへり。そのかみ石川郡五ヶ庄石坂村の村地にて、村落も此の地邊にありとぞ。然るに泉野の地追々町地と成るにより、石坂村の地も追々町地と成り、或は藩士の下邸と成るににより、町名を建て、石坂町或は南石坂町・北石坂町其の餘數町に分ちたり。故に惣號を石坂臺と呼びて、小家多かりけり。俗に石坂千軒といふ。按ずるに、石坂の名は、いにしへ泉野荒地の曠野なりし頃は、此の石坂の地野外の僻地にて、石原の坂路なるににより、石坂とは呼べるなるべし。越中國礪波郡埴生の近邊にも、石坂新村といふあり。元祿十五年の郷村名義抄に、石坂と申す處に村立するに依つて、石坂新村と申す由傳承すとありて、彼の石坂も石原の

坂路なるよし也といへり。

○石坂村跡

石坂村は、郷村分村名帳に、石川郡五箇庄糸田・増泉・中村・石坂・大豆田五村とありて、此の五ヶ村を一庄とせしゆゑに、五箇庄と呼べるなるべし。中にも此の石坂村の村地は、町繼ぎの地なるににより、追々町地と成り、残り村高とて草高七拾壹石内五拾五石七斗八升六合を、藩の用地として引揚げに成りたり。是は前田萬之助の元邸地等なりといふ。残り高拾五石貳斗壹升四合、此の分は地子町及び相對卸しの畑地等にて、龍昌寺の寺地等も此の地内なりといふ。廢藩置縣以後租稅取調の際、右地價金千貳百六拾圓參拾八錢六厘の地と定り、石坂町東力屋五右衛門・八日市屋某の兩人之を所有し、税金を上納せり。故に石坂村の村民は、此の兩人のみなりしと云ふ。然るに明治十二年、金澤市中郡地の分を、悉く町地へ屬せられしに付き、此の石坂なる東力屋・八日市屋所有地の分も、悉く町地に屬せられ、是より石坂村の村地は、悉く皆町地と成り、村民も絶えたりとぞ。其の村落の遺跡は、今いふ新地の邊にて、往古此の邊に村